

都市再生整備計画(第3回変更)

八幡中央地区

岐阜県 郡上市

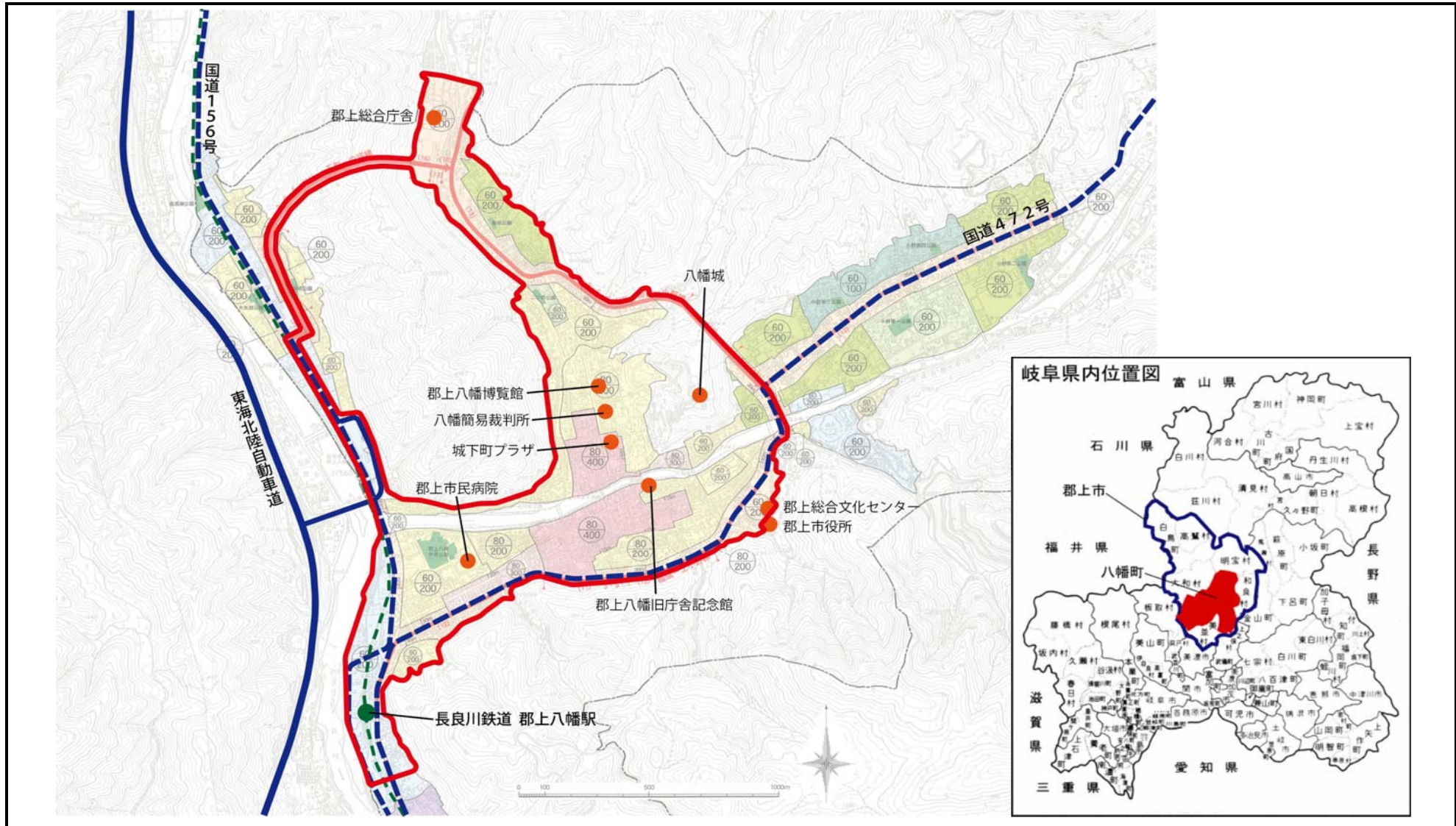
平成29年11月

様式2 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(歴史的町並み景観の保全・形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み景観が色濃く残る重要伝統的建造物群保存地区(大手町、鍛冶屋町、殿町、柳町等)を対象に、電線類の無電柱化整備を行うとともに、周辺景観に配慮した道路修景整備を行うことで、趣きのある町並み景観を保全・形成する。これら事業の実施にあたっては、整備内容やその効果に関する積極的なPR活動を行い、住民理解の醸成に努める。 ・重要伝統的建造物群保存地区に隣接する公共施設(八幡公民館)の駐車場の一部を整備・修景することで、住民や来訪者の憩いの場を創出するとともに、駐車場に塀等を設けることで、町並みの連続性を創出する。 ・電線類無電柱化整備事業の完成を記念し、重伝建地区を核とした歴まち重点区域におけるこれからのまちづくりを考え、新たなまちづくり活動への第一歩を踏み出すためのフォーラムを開催する。 	<p>■基幹事業 高質空間形成施設:電線類無電柱化整備事業、道路修景整備事業、街路灯整備事業 地域生活基盤施設:ポケットパーク整備事業</p> <p>□提案事業 まちづくり活動推進事業:まちづくりフォーラム開催</p> <p>○関連事業 長良川鉄道郡上八幡駅舎周辺整備事業</p>
<p>整備方針2(歴史的町並みを守り、安心して暮らせる住環境づくりのための防災対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区において策定する防災計画と連携して、市街地全体で防災対策基本構想ワークショップを開催し、耐震性貯水槽の整備等を行うことで、住民の防災意識の醸成と生命財産および町並みの保護を図る。 ・電線類の無電柱化整備を行うことで、狭隘な道路の通行環境を整え、防災能力の強化を図る。 	<p>■基幹事業 高質空間形成施設:電線類無電柱化整備事業 地域生活基盤施設:防災設備整備事業</p> <p>□提案事業 まちづくり活動推進事業:防災対策基本構想ワークショップ開催</p> <p>○関連事業 防災マニュアル策定事業</p>
<p>整備方針3(伝統文化の保存・継承とその情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区に隣接する旧八幡公民館(積翠荘)の跡地を活用して、郡上八幡の伝統工芸等を紹介する展示交流施設を整備し、郡上八幡の伝統文化の情報発信拠点、来街者と地元住民の交流拠点等として活用する。 ・郡上八幡を特徴付ける市街地に残る水路網やカワド(洗い場)、水屋等の水利用施設について、これらの保存状況等に関する調査を進め、様々な記録を作成するとともに、良好な水環境と水を介した地域住民の連帯感を継承するため、新たな利用形態を考慮しながら老朽化した水利用施設の修繕を行う。また、これら水利用資源を活用した知的観光を推進するため、必要に応じて水利用施設周辺におけるポケットパークの整備を行う。 ・郡上踊や大神楽、伝統的な水利用施設等を紹介する由緒書(サイン)をまち中に設置し、郡上八幡の伝統文化に関する情報発信を行う。また個々の由緒書を関連付けてネットワーク化しパンフレット等を作成することで、まち中の回遊性を創出する。 	<p>■基幹事業 地域生活基盤施設:ポケットパーク整備事業 高次都市施設(観光交流センター):積翠荘跡地利用整備事業</p> <p>□提案事業 地域創造支援事業:由緒書整備事業、水のまちづくり推進事業、積翠荘跡地利用整備事業</p>
<p>整備方針4(安全な歩行者交通環境創出に向けた調査と対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類の無電柱化整備を行うことで、狭隘な道路の通行環境を整え、歩行者の安全性を確保する。 ・観光客の増加に伴う交通環境の悪化に関し、有識者と地元住民でその要因や解決策に関する検討を行うとともに、その解決策(時期・時間帯による車両通行止め、一方通行化、市街地周辺部における駐車場の確保等)の効果と課題の検証、および住民理解の醸成を目的とした社会実験を実施する。 	<p>■基幹事業 高質空間形成施設:電線類無電柱化整備事業、道路修景整備事業</p> <p>□提案事業 まちづくり活動推進事業:市街地交通対策事業</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後のまちづくり活動について <ul style="list-style-type: none"> ・当地区においては、まちづくり協議会やNPO法人郡上八幡水の学校などの市民団体が結成されており、事業期間中は事業の推進に向けて協力体制をとると共に、事業終了後は、これらの団体が継続的なまちづくりの推進主体となることが期待されている。 ○交付期間中の計画管理について <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間中は、も、これらの市民団体との協力を行い、市民からの事業に対する意向聴取に努めるものとする。また、郡上市歴史的風致維持向上計画に位置づけられている事業については、有識者や地域住民の代表者等で構成する郡上市歴史的風致維持向上計画協議会に事業の進捗状況等を報告し、計画の実現に向けた管理を行う。 ○庁内の事業実施体制について <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備をはじめ文化財、景観、商工観光、文化振興等様々な分野に跨る事業であるため、交付期間中は庁内に関係課による連絡協議会を設け、情報の共有と円滑な事業推進に努めるものとする。 	

都市再生整備計画の区域

八幡中央地区(岐阜県郡上市)	面積 105 ha	区域 八幡町尾崎町、中坪、初音、職人町、鍛冶屋町、本町、大手町、柳町、殿町、肴町、桜町、新町、橋本町、島谷、城南町の全部と、稲成、五町の一部
----------------	--------------	---



八幡中央地区(岐阜県郡上市) 整備方針概要図

目標	郡上八幡ならではの「本物」の歴史・文化を継承し、その魅力が人を惹きつける賑わいのあるまちづくり	代表的な指標	町並み美しさへの満足度 (点数化)	0.71	(平成26年度) →	0.90	(平成31年度)
			災害への不安を感じる割合 (%)	37.7	(平成26年度) →	30.0	(平成31年度)
			転入者数-転出者数 (人)	-18	(平成26年度) →	±0	(平成31年度)

